

【令和3年最低賃金に関する基礎調査】

への御協力をお願い



鹿児島労働局賃金室では、最低賃金改定等の資料とするため、令和3年6月1日現在の状況について、「最低賃金に関する基礎調査」を実施します。対象となる事業所の皆様には、誠にお手数とは存じますが、調査の趣旨を御理解の上、御協力いただきますよう何卒お願い申し上げます。

Q1 最低賃金基礎調査は、どんな調査ですか

A1

事業所の労働者の賃金の実態等を把握するために実施している、国の重要な統計調査です。昭和57年以降、毎年実施しています。調査結果は、鹿児島地方最低賃金審議会における最低賃金改定等の審議の資料として使われます。

Q2 調査対象の事業所はどのように選ばれるのですか。

A2

鹿児島の事業所の中から無作為に抽出しています。令和3年の対象となる事業所は、約1800事業所です。

Q3 調査は、どのような方法で実施するのですか。

A3

調査関係書類を郵送でお届けいたします。調査票にご回答いただき、指定期日までに、郵送またはオンラインでご提出ください。本調査に関するお問い合わせ先は、

【最低賃金に関する基礎調査コールセンター】

電話番号: 0120-937-772 (フリーダイヤル)

受付時間: 9時~17時(平日)

で対応しております。

(注)本調査実施期間中、厚生労働省において、最低賃金に関する実態調査として「賃金改定状況調査」も実施しております。あわせてご協力をお願いします。